

慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resources

Title	芮鍾徳君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1990
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.63, No.7 (1990. 7) ,p.126- 132
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19900728-0126

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特別記事

丙 鍾徳君学位請求論文審査報告

丙鍾徳（イェ・チョン・トク）君が学位請求論文として提出した「日・韓における水法の比較研究——公法的側面の検討を中心に——」の内容構成は、左記のとおりである。

第一章 はじめに

第一節 研究の目的

第二節 研究の範囲と方法

第三節 水資源と法制

一、水法の意義と対象

(一) 水法の意義

(二) 水法の対象

二、水法の地位と特色

(一) 公法としての地位と特色

(二) 公共用物としての地位と特色

第二章 水法の変遷過程

第一節 日本の水法

一、明治以前時代

二、明治時代

三、大正・昭和時代

四、第二次大戦終戦後時代

第二節 韓国の水法

一、三国及び高麗時代

二、朝鮮朝時代

三、植民地時代

四、第二次大戦終戦後時代

第三章 水法の構造と内容

第一節 日本水法の構造と内容

一、序

二、公水管理法制

(一) 公水及び公水管理の意義

(二) 公水管理の対象

(三) 公水管理者

(四) 公水管理の内容

三、治水法制

(一) 狭義の治水法

(二) 水災防禦法

(三) 水災復旧法

四、利水法制

(一) 公水利用法

- (一) 公水事業法
 - (二) 水資源開発法
- 五、水環境保全法制
- (一) 概説
 - (二) 河川法
 - (三) 水質法（水保全二法）
 - (四) 公害対策基本法
 - (五) 水質汚濁防止法
 - (六) 瀬戸内海環境特別措置法
 - (七) その他の水環境法制
 - (八) 水環境保全法制の課題と問題点
- 六、その他水関連法制
- (一) 地下水法
 - (二) 温泉法及びその他の法律
- 第二節 韓国の水法の構造と内容
- 一、序
- 二、公水管理法制
- (一) 公水管理の意義と対象
 - (二) 公水管理者
 - (三) 公水管理の内容
 - (四) 公水管理に関する費用
- 三、治水法制
- (一) 狭義の治水法

- (一) 水災防災法
 - (二) 水災復旧法
- 四、利水法制
- (一) 公水利用法
 - (二) 公水事業法
 - (三) 水資源開発促進法
- 五、水環境保全法制
- (一) 概説
 - (二) 河川法
 - (三) 環境保全法
 - (四) その他の水環境保全法制
 - (五) 水環境保全法制の問題点
- 六、その他水関連法制
- (一) 地下水法
 - (二) 温泉法
- 第四章 水法と権利救済
- 第一節 序
- 第二節 私法上の権利救済
- 一、利水・治水面におけるの権利救済
 - 二、水環境保全面におけるの権利救済
- 第三節 公法上の権利救済
- 一、利水面におけるの権利救済
 - 二、治水面におけるの権利救済

三、水環境保全全面におけるの権利救済

- (一) 水環境紛争処理制度
- (二) 行政不服審査制度
- (三) 水環境行政訴訟

第五章 両国水法の差異点及び改善点

第一節 公水管理法制

- 一、統一水法と公水の範囲
- 二、地下水法
- 三、公水管理法

第二節 治水法制

- 一、公水使用許可における競願処理基準と方法
- 二、渇水時の水の配分順位

三、水利権の法的性格と内容

四、水利権の調整問題

五、水資源開発

第四節 水環境保全法制

一、韓国の水環境保全法

二、日本の水質汚濁防止法

第五節 権利救済法制

第六章 むすびにかえて

(図表) 水法の体系とその内容

参考文献

芮鍾徳君は、韓国檀国大学校法科大学教授であり、同大学における重要な地位を歴任されるとともに、政府諸機関にも関与されている。同君は一九八二年春より約二年間、訪問教授として慶應義塾大学法学部に在籍され、日本の行政法を研究されていた。その頃の韓国の経済発展状況より、水に関する法制の整備の必要を強く感ぜられ、帰国後もしばしば来日し、水法の研究を粘り強くつづけられ、韓国水法体系の樹立をめざした。二〇〇〇字詰原稿用紙に換算し約二〇〇〇枚の労作を完成し、学位請求論文として提出された。

芮君のこの論文における水は、河川・湖沼等における水ならびに地下水を対象とする。石油や鉱石などの資源は、採掘使用すると枯渇する。しかし水資源は、独特の循環性を持つ。すなわち水は、貯留(海・湖等)↓蒸発↓凝結(雲)↓降水(雨・雪)↓浸透↓地下貯留↓流出(河川)↓貯留(海・湖等)という過程の繰り返しという循環性を持つ。

水に関する法律は、これら循環過程の一断面をとらえたものであるが、これらの法律を理解するにあたり、この循環性を等閑視してはいけないという。水法を研究する場合の基本姿勢として、このような態度は正當なものと思われる。

つぎに本論文の第一章は、この研究の基本方向と目的・範囲・方法を明らかにする。本研究のごとく、非常に多種多様な法律や現象を材料とするかぎり、明確に基本方向なり範囲等を

定めないと收拾のつかなくなるおそれがある。このため論者は、人類生活において不可決の有益な役割を果たす利水面における法秩序の問題として、利水法という柱をたてる。つぎに水のもつ破壊力から人間の社会経済生活を保護するという、治水面における法秩序の問題として、治水法という柱をたてる。このように水法を利水法と治水法に二分することは、従来から採用されてきた手法である。しかし乍ら、芮君は、利水・治水という個別目的を達成するだけにとどめず、利水の高度化ならびに治水の適正化という視点から可能なかぎり、各種の利水相互間および利水・治水相互間を体系的且つ総合的に調整しながら、全体としての水資源を開発・利用・保全・規制する「統一水法典」の構想を持つ。このためには、さらに多くの人の人びとの努力が必要であるが、高く評価さるべき構想といえよう。

第二章は、日韓両国の水法の歴史を記述する。ここにおける記述は、現代の水法を理解するためのものである。芮君は、法制史を専攻する学究ではない。したがって法制史学上ならんからつけ加えらるべきものは、ないかもしれない。しかしわれわれ日本国の学究にとり、韓国の古来からの水法史の要約は、極めて珍しい資料となり、興味をもって読むことができる。

第三章「水法の構造と内容」は、日韓両国水法の検討であり、本研究において、論者が最も心血をそそいだ部分である。芮君は、日本水法を先進の法制としてとらえ、韓国水関係諸法の立法にあたり参考にしようとする。このような外国人学者に対す

るわれわれの期待は、わが学界に寄与する学説の展開に先立ち、まず日本の法制なり学説を、客観的に正しく理解してもらおうことである。

芮君の態度は、右後者を忠実に守ろうとする。しかしこのためには、長い年月と、たゆみなき努力が必要である。

例えば治水法制と一口にいっても、①災害を防止するための平常的措置（狭義の治水法）、②現実に災害発生時における緊急措置（水災防禦法）、③災害発生後における被害救済のための必要措置（水害復旧法）の三分の分野があり、これらにそれぞれ多くの法律が配されている。これら各法律を熟読した上、その制度目的、運用等について要約が記されている。ただこの分野は、科学技術の発達により、暴風その他自然現象にもとづく水災は次第に克服され、これに代る人工的悪水（工業・農業等にもなう）の克服が問題となってくる。

つぎに利水法制であるが、この分野は、今後の最重要研究分野である。

芮君は、まず公水利用の法律関係についての法的性質を検討する。そして河川法上、流水占用許可により、同法上の水利権が生ずると理解する。この水利権は、旧河川法（明治二十九年）施行以前の取水者に与えられた慣行水利権と、同法以降の法律により与えられた許可水利権に二分する。そして多くの場合、農業水利権が慣行水利権として存在し、その利用調整が、かつての中心的問題であった。しかしその後、工業水利権、発電、

生活用水（水道等）が加わってきた、論者は、これら利水間の調整を

- (一) 既存農業用水と新規都市用水間の調整
- (二) 発電用水と農工業用水間の調整
- (三) 河川維持用水と農工業用水間の調整
- (四) 治水と利水間の調整

に分けて検討する。そしてその検討は、わが国の学説や判例を詳細かつ具体的に引用している。

つぎに右のごとき水需要の多様化に対応するため、各種事業（例 上水道・下水道・工業用水道・灌漑事業等）として、水を管理しなければならないという。そしてかかる公水事業は、行政法上の公企業にあたりとし、公企業理論にもとづいた、主体・成立・運営・監督につき問題点を提示する。

本論文は、日本の水法の構造等をのべた後、韓国水法の構造と内容に移る。

日本法と異り、韓国の場合、第二次大戦と六・二五動乱によりもたらされた廃墟から、全国土を復興させるため、国土開発と経済成長という国家政策を強力に展開するため、国家の天然資源を国家が直接管理することが憲法に規定されている。

憲法一二〇条①鉱物その他重要地下資源・水産資源・水力と経済上利用できる自然力は法律に定められるところによって一定期間その採取・開発または利用を特許することができる。

②国土と資源は国家の保護をうける。国家はその均衡のある

開発と利用のために必要な計画を樹立する。

この憲法の規定が、韓国水法の基礎となる、すなわち自然資源の国有化原則が憲法自体に規定され、その採取・開発または利用の場合にかぎり、それが法律に委ねられるという基本構造を採用する。

丙君によると、韓国では、植民統治時代または、その時代以降にはじめて公水管理に関する法律を制定するにいたったため、水法の歴史は大変短く、日本水法に較べ、精巧・緻密ではないが、公水管理に関する法律を持っているという。そして日本の場合に準じ、公水管理法制、治水法制、利水法制、水環境保全法制その他水関連法制に分け、その体制と内容および問題点の分析・検討をおこなう。

韓国は古くから水稲農業を根幹とする農業国家であり、すべての社会経済秩序は、農業を中心として形成・発展してきた。特に水稲農業は、水の需要が一時多量（農業用水漑灌期）、また多数人（農民）に同時発生するため、我田引水の傾向にもとづく水紛争が先鋭化する。また水利権をめぐる、古代より独特の慣行が存在した。それらにつき簡単ではあるが、三国時代、高麗および朝鮮時代から現代にいたるまでの興味ある記述がなされている。

なお韓国における水法の記述は、日本法に較べ簡略化されており、韓国に対し外国人であるわれわれにとり、必ずしも十分に理解しがたい部分もある。換言すれば韓国学者にとり容易に

知りうる法条の引用、文献引用が簡素化される。この辺が外国人であるわれわれの理解のさまたげになるのであるが、これはあるいはやむをえないこともかもしれない。

第四章「水法と権利救済」として、水に関する紛争の事後的救済の問題をとりあげる。ここにおいて、(一)利水面においての権利救済、(二)治水面においての権利救済、(三)水環境保全全面においての権利救済の三部に分け、検討がなされているが、(三)に最も多くの頁が割当てられている。(三)はさらに、①水環境紛争処理制度、②行政不服審査制度、③水環境行政訴訟に分けられ、それらの制度解說的記述がなされている。現在の日本における行政訴訟は、かなり精密な議論展開がなされており、これらのすべてをカバーすることは、外国の研究者にとり不可能なことであろう。したがって日本の制度の紹介にとどまることも、やむをえないことであろう。

第五章「両国水法の差異点及び改善点」において、芮君は極めて客観的冷静に、韓国法制の日本法制に似ている部分、韓国法制の不備の部分指摘する。韓国法制が、韓国独自の法として出発したのは、一九四五年以降である。したがって日本法制に較べれば、未制定分野の散見されるのは已むをえないことである。また多分、将来問題になるであろうが、現在日本で問題になっている地下水の急激な減少よりおこる地盤沈下等の現象は、韓国において未だ問題視されていないという。したがって韓国には、地下水規制法は存在しない。しかし芮君は、日本の

「工業用水法」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律(ビル用水法)」の検討も怠らない。

「韓国の水法は、……日本のそれを模倣したところが多い」という事実を率直にみとめた上、「韓国水法の構造的改善と、独自の水法を体系化するためには、何よりも、先進化されている、日本の水法を導入して、制度的定着をしなければならぬ」という、消極的な日本法の模倣でなく、青は藍より出でて藍より青しをめざす、韓国学究の気概をみることができる。

以上が芮君の提出論文の概要である。同君も述べているごとく、かつては水稲中心の農業国であった両国、そして現在、工業国として躍進を続けている両国、その水法の基盤において共通するところが多い。さらにこの論文の表現をかりると、植民統治時代の故に日本法が韓国に適用された。そして行政法規のように技術色の強い法は、ドイツの学者のいうごとく、憲法は変っても、行政法は変わらないという部分が少なくない。このため好むと好まざるとにかかわらず、韓国法は、日本法と似た体質を持つ。

このようなことが前提となる以上、日本の水に関する法律にどのようなものがあるかという探索は、無意味な作業でない。さらに韓国において統一水法典の立法を目ざす場合には、むしろ必要不可欠の作業となる。

しかし芮君の研究は、従来の日本における治水法・利水法に加え、水環境保全法という三本柱の構成をとり、最新の問題に

も多く、頁数を割り当てている。

本論文の、水文学的循環過程を前提とし、最終的には現在の新しい問題に挑戦する等の学究的態度は、賞讃に値する。またこのような大作のなかの各部分が、要領よくかつ均衡を保って著述されている。これは、後進が水法を研究するにあたり、非常に便利である。

芮君は、非常な根気と努力を必要とする作業をなしとげた。日本法に対する理解認識も、極めて僅かな例外を除き正当である。この論文は日韓両国の水法に興味をもつ人たちに有益である。そしてこの論文は、韓国公法学の発達のため寄与するところが大であると確信する。

右により、われわれ審査員は、全員一致、芮鍾徳君に法学博士（慶應義塾大学）の学位を授与するのが適当と判断した。

一九九〇年一月十九日

論文審査担当

主査	慶應義塾大学法学部教授	金子	芳雄
副査	慶應義塾大学法学部教授	向井	健
副査	慶應義塾大学法学部教授	法学博士	木村弘之亮

藤原淳一郎君学位請求論文審査報告

藤原淳一郎君が学位請求論文として提出した著書「十九世紀米国における電気事業規制の展開」の内容構成は、左記のとおりである。

第一章 序言

第二章 十九世紀の電気事業

第三章 事業規制の理論モデル

第一節 州の事業規制

第二節 都市の事業規制

第四章 十九世紀の電気事業規制

第一節 会社の設立

第二節 道路使用

第三節 料金等への規制

第四節 自治体営の電気事業

第五節 ガス・電気委員会——マサチューセッツ州

第五章 結語

藤原淳一郎君は、一九七七年に「日本におけるエネルギー法